

経営会議の内容

件 名	大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例について
所 管 部	市民経済部、政策部
日時・場所	令和元年 11月21日（木） 9：00 ～ 9：18 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、産業活性課長、行政改革推進課長
提 出 理 由	大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定にあたり、その内容及び跡施設の活用の方向性について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 3 階会議室の利用者が多いようだが、跡施設の 3 階はこのまま残すのか。また、残す場合、公共的な団体がセミナー等の開催に利用することができるのか。 （所管部）跡施設の利用については、健康福祉分野を中心とした庁舎としていくことで健康福祉部と調整中ではあるが、具体的には 1 階及び 3 階は庁舎として活用し、2 階の会議室等を市民相談ブースなどへ改修していくことを予定している。このため、現在の形態で会議室の貸し出しは想定していない。 ・ 今年の台風の被害を踏まえ、跡施設を事務室として使う場合は、電気、水道等ライフラインについて支障がないように十分に考慮して欲しい。 （所管部）施設改修にあたり、留意事項として公共建築課と相談しながら進めていく。 ・ 会議室などの利用者を、スムーズに他の施設へ誘導できるかを懸念している。見通しはあるのか。 （所管部）生涯学習センター、シリウス、ポラリス等の他の公共施設内の会議室の稼働率は現在 50～60%程度となっており、余裕がある状況である。 丁寧に説明しながら誘導していきたいと考えている。 ・ 例えば総会などは同じ時期に集中することがあり、時期が分散するよう上手に誘導していかないと難しいのではないかと。 （所管部）意見を踏まえて、十分な説明をしていく。 ・ 勤労福祉会館の会議室を利用していた勤労団体は早い時期に予約ができたり、利用料の減免が受けられたりと優遇措置があった。勤労団体が他の公共施設を利用する場合、優遇する考えは引き継ぐのか。 （所管部）今後は施設毎の運用のルールに基づくことになるため、優遇措置を引き継ぐ予定はない。 ・ 勤労団体を他の公共施設へ誘導していくということだが、近隣の地域医療センターや保健福祉センター5 階の会議室を利用してもらうことが可能か検討してもらいたい。 （所管部）基本は公の施設へ誘導していくが、勤労団体と市の関わりがある中でその様に対応していくことが可能か検討していく。
会議結果	案のとおり、進めていく。